

第四九〇〇〇六九二号

認定証

静岡県御前崎市池新田七九二番地の九

株式会社3MEN

警備業法(昭和四十七年法律第一百七号)

第三条各号に掲げる者のいづれにも
該当せず警備業の要件を備えている
ことを認定する。

令和二年八月六日から

有効期間

令和七年八月五日まで

静岡県公安委員会

